

～事業者の方(お店・会社)へ～ 業務用ごみ袋使用を!

南国市では条例により、事業所自ら処分できない一般廃棄物については、市の指定の業務用ごみ袋を使用いただいています。まだ家庭用ごみ袋でごみステーションに出している事業者の方は業務用ごみ袋を購入し適正に処理するようお願いいたします。

指定ごみ袋代金はごみ袋代ではなく、ごみ処理手数料となっています。

業務用ごみ袋の種類・価格

- ・業務用ごみ袋(大) 80円/枚...ごみ収集許可業者と契約して取りに来てもらうごみ袋
- ・業務用ごみ袋(小) 60円/枚...可燃ごみ収集日にごみステーションへ、1回につき2袋までなら出すことができるごみ袋

*業務用ごみ袋は生活環境課で販売しています。スーパーマーケットなどの量販店では販売していません。

～浄化槽を設置される方へ～ 浄化槽設置整備事業補助金

快適な生活と美しい環境をつくる生活排水対策として、浄化槽設置整備事業補助金申請者の募集を行います(20基程度)。

補助対象者/平成18年2月20日までに浄化槽の設置工事が確実に完了できる方

補助対象地域/下水道認可区域、農業集落排水事業区域以外の市内全域

受付期間/平成17年7月1日 から毎月末日締め

*予算が無くなり次第終了します。

備考/補助金交付決定前に施工されたもの、および営業用建物は対象外です。

6月号の「生活環境課からのお知らせ(P18)」で一部誤字がありました。訂正し、お詫びいたします。

Ⓜ 業格用ごみ袋 Ⓝ 業務用ごみ袋

お問い合わせは、生活環境課(880-6557)まで

知って得する国民年金

保険料の納付が困難なときはご相談を

申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の半額が免除される「半額免除」があります。

若年者納付猶予制度(平成27年6月まで)

本人の所得が低くても、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合は、保険料免除の対象にはなりません。そこで、20歳代の本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料納付が猶予される制度が平成17年4月に導入されました。

所得基準が変わりました。

単身世帯を中心に免除基準の見直しが行われ、所得要件が一部緩和されました。なお、申請免除、若年者納付猶予は前年の所得を確認しますので、毎年申請が必要です。(所得の申告をしていない場合は対象となりませんので、平成17年1月1日現在の住所地の役場で申告してください)

承認期間

7月(平成17年度の若年者納付猶予制度は4月)から翌年6月までです。申請が遅くなると、

万が一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合がありますので、お早めに申請してください。

*免除や納付猶予の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の金額を計算するとき、次のように計算されます。

全額免除 = 免除期間の年金額は、保険料を全額納めたときと比べて3分の1として計算されます。

半額免除 = 免除期間の年金額は、保険料を全額納めたときと比べて3分の2として計算されません(半額免除の承認を受けた場合、半額の保険料を納めないと未納期間となります)。

若年者納付猶予 = 年金額には反映されません。

*免除、若年者納付猶予された期間は10年間の範囲内で追納でき、追納があった期間は老齢基礎年金の金額に反映されます(2年以上経過した場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります)。

申請のとき持参するもの

認め印、失業により申請される方は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」(コピー可)などの公的機関の証明書。

*申請免除・若年者納付猶予また、学生納付特例の申請先はいずれも市民課年金係です。

お問い合わせは

市民課年金係(880-6555)

南国社会保険事務所(864-1111)

ごみ出しは定められた日に!

お問い合わせは、
生活環境課環境係 (8 8 0 - 6 5 5 7) まで

次の点を必ず守ってごみを出してください。

指定日の午前5時～8時までに出してください。
お住まいの地区のごみステーションに出してください。
* 地区外のごみステーションには出さないでください。

可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ピンは指定袋で出してください。
* 指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
7/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
9	土	篠原、明見
11	月	下啗内、物部、久枝(開田)
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
16	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
23	土	十市(北部)、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
28	木	久礼田、植田
8/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
7/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下啗内、物部、久枝(開田)
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
8/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田



* 黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
7月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
7月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八幡以南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
7月6日・20日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
7月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
7月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八幡以北)、岩村、下啗内
7月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★ダンボールの収集

と き	地 区
7月4日・18日 (第1・3月曜日)	天行寺
7月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
7月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八幡以南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町、
7月2日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
7月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
7月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八幡以北) 岩村、下啗内
7月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
8月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺